

平成 23 年度 事業計画

〔 自 平成 23 年 4 月 1 日
至 平成 24 年 3 月 31 日 〕

I 運営の基本方針

我が国では、少子高齢化や産業構造の変化、グローバル化等の社会経済環境の変化を背景に、労働力の需給両面にわたる構造的な変化が著しく進展している。このような中で持続可能な活力ある経済社会を構築するには、職業能力の適正な評価、職業キャリアの円滑な形成等を通じて、一人ひとりの能力を高め、生産性を向上させることが不可欠である。

こうした認識のもと、中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）の平成 23 年度の事業運営については、行政刷新会議及び厚生労働省の事業仕分けの指摘を踏まえ、次のとおり取組むこととする。

当協会の基幹業務である技能検定については、事業仕分けの指摘を踏まえ、職種を整理・統合するなど国が行う制度全体の検討に留意しつつ、業界団体、労働者、都道府県及び都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）と連携し、技能検定制度が果たしてきた役割が着実に維持できるよう努める。

当協会の自主事業として実施しているコンピュータサービス技能評価試験、CADトレース技能審査については、他の同種資格試験にはない実務に即した評価試験として、引き続き試験実施施設の拡大に努める。また、ビジネス・キャリア検定についても、ビジネス・パーソンの実践的な専門的知識・能力を評価する試験として重要なものであることから、引き続き、当協会の自主事業として実施することとし、都道府県協会との連携を図りながら、受験申請者数の増加を図る。

さらに、当協会のノウハウを最大限に活かした受託事業を積極的に実施することにより、職業能力形成機会の充実に貢献するとともに、新規事業の開拓に全力を挙げて、国等の財政支援に依存しない協会の財政基盤の確立に向け努力する。

平成 21 年度より実施している緊急人材育成・就職支援基金事業については、就職環境が一段と厳しい状況にある新規学校卒業者等の就職を支援するために、新成長戦略実現に向けた「ステップ 1」及び「ステップ 2」に基づき創設された「新卒者就職実現プロジェクト」を着実に実施するとともに、基金訓練事業については「求職者支援制度」が国において実施されるまでの間、着実な実施に努める。

なお、中央協会の組織運営については、事業仕分けの指摘を踏まえ、業種別団体会議

の拡充などガバナンス機能の強化に努めるとともに、システム管理費の見直しなど引き続き予算の効率的、効果的な執行に努める。また、事業の実施に当たっては、事業ごとに具体的な数値目標を掲げて目標管理の徹底を図るなど、業績評価・人事評価制度を着実に実施することで効率的、効果的な事業運営を展開する。

II 各種事業の概要

第1 職業能力評価に係る基盤の整備・充実

技能検定を始めとする職業能力評価制度の確立は、労働市場の整備という観点から必要不可欠な事業であり、中央協会事業の中核をなすものである。このため、技能検定については、引き続き技術動向を踏まえた良質な試験問題を作成することとする。また、補助金に過度に依存しない安定的な制度運営という観点も踏まえ、都道府県協会との連携、各種広報活動の強化を通じ技能検定制度の一層の普及促進を図るとともに、実施経費の削減など効率的な業務の推進に努める。

IT関連分野の能力評価制度であるコンピュータサービス技能評価試験（以下「CS」という。）及びCADトレース技能審査（以下「CAD」という。）については、CSの情報セキュリティ部門の普及等に向け、試験実施施設の拡大を図り、受験申請者数の増加を目指す。

ビジネス・キャリア検定については、検定制度を確実に定着させるための実施体制等の基盤整備を図るとともに、都道府県協会との連携を図りながら、普及促進を積極的に行うことにより受験申請者数の増加を目指す。

業種別職業能力評価基準については、引き続き新規業種において策定を進め、必要に応じてメンテナンスを行う。また、ジョブ・カード制度に関しても、引き続き「モデル評価シート」等の開発を進める。

1 良質な技能検定試験問題の作成と技能検定制度の普及促進

イ 技能検定試験問題等の作成

検定職種（作業）ごとに中央技能検定委員会を開催し、現場における技術・技能の動向等を踏まえるとともに、都道府県協会の実施経費を配慮した良質な試験問題及びその実施要領を作成する。

等級別作業数	684作業
--------	-------

ロ 制度の普及・促進

技能検定受験申請者数の拡大に向けて、都道府県協会と十分な連携を図りながら、各種広告媒体の活用、ホームページの充実、全国工業高等学校長協会を含む関係団体を通じた受験勧奨等により、制度の一層の普及・促進を図る。

受験申請者数	22万人
--------	------

ハ 業種別団体会議の開催

技能検定制度をはじめ、中央協会の業務運営に関する意見を収集するため、業種別団体会議を開催する。

ニ 技能検定試験業務の指導

都道府県技能検定委員等から技能検定試験の課題内容等について意見を聴取するとともに、都道府県協会に対して、技能検定試験の実施について技術的な業務指導を行う。

ホ 都道府県技能検定委員の研修の実施

都道府県技能検定委員を対象に、資質の向上及び試験の公正な実施のための研修を行う。

ヘ 各種会議の開催

実技試験の採点基準等の調整による全国的水準の統一、技能検定試験の適正な実施のための各種情報の提供及び意見交換等を行うため、次の会議を開催する。

技能検定実技試験水準調整会議	2回
都道府県技能検定業務担当課長会議	2回
都道府県技能検定業務担当者情報交換会議	1回

ト 経済性を重視した事業の推進

受検者数及び職種の特性（技能の幅、深さ、評価方法等）に応じた効率的な問題の作成等、コストを意識した事業を推進する。

チ 技能士実態調査の実施

技能検定試験に合格した技能士を対象に、技能士の処遇状況や技能検定試験受検者等に関する実態を調査し、今後の技能検定に関する効果的な広報活動や各業界団体との連携方策、今後の技能検定の積極的な展開を進める方策について調査を実施する。

2 CS、CADによるIT関連分野の能力評価制度の推進

イ コンピュータサービス技能評価試験の実施

ワープロ部門、表計算部門、データベース部門、オフィスドキュメント部門、PCドライビング部門及び情報セキュリティ部門について、それぞれ試験を実施する。

受験申請者数	9万3千人
--------	-------

ロ CADトレース技能審査の実施

機械部門及び建築部門について、それぞれ試験を実施する。

受験申請者数	4千6百人
--------	-------

3 ビジネス・キャリア検定制度の着実な実施

イ ビジネス・キャリア検定試験の普及促進

ビジネス・キャリア検定試験の受験者数拡大を図るため、普及推進計画を作成し、関係機関等と緊密な連携、協力のもとに積極的な周知・普及活動を行う。

特に、今年度は、試行的に都道府県協会との連携体制の強化を図る。

こうした各種取組を通じ、段階的に受験者数を拡大し、平成25年度受験者数3万人を目指す。

受験申請者数	2万6千人
--------	-------

ロ ビジネス・キャリア検定試験の試験問題の作成と着実な実施

ビジネス・キャリア検定試験について、国の職業能力評価基準に準拠した試験基準に基づき、実務能力を客観的に評価できる試験問題を、品質を確保しつつ効率的に作成する。

ビジネス・キャリア検定試験について、2級及び3級の33試験単位を前期（10月）、後期（2月）に分けて、確実かつ効率的に実施する。なお、一部の3級の試験単位については、年2回実施する。

ハ 講座認定の実施

ビジネス・キャリア検定試験に係る教育訓練機関が実施する講座を中央協会において認定し、受験者等の学習支援環境を整備する。

4 包括的職業能力評価制度の整備と活用促進

イ 業種別職業能力評価基準の作成及びメンテナンス

職業能力評価の基準・手法等の整備に取り組む事業主団体との連携や支援を行い、業種別職業能力評価基準の策定及びメンテナンスを行うとともに、能力本位の労働市場の形成に不可欠な、求人企業における中堅人材の能力要件の明確化に向けた「人材要件確認表」の作成を併せて実施する。

新規開発	2業種
22年度継続	2業種
メンテナンス	1業種

ロ 職業能力評価基準を活用した「モデル評価シート」等の策定

職業能力評価基準を活用して、産業界・企業に受け入れられる実践的な評価及び訓練を可能とするための「モデル評価シート」、「判定目安表（評価ガイドライン）」及び「モデルカリキュラム」の策定を進める。

モデル評価シート等開発	4 業種
-------------	------

ハ 職業能力評価基準等の普及・活用促進

策定した評価基準をホームページに掲載するとともに、個別企業への導入・活用促進を図るため、リーフレットを作成・配布する。また、「モデル評価シート」等や活用事例集及び新たに策定した「職業能力評価基準活用マニュアル」を活用した「職業能力評価基準活用説明会」を開催して、企業等に対する職業能力評価基準の普及・活用促進活動を進める。

第2 職業生活の全期間を通じたキャリア形成の支援

企業における人材育成の在り方の変化、働く者の意識や働き方の多様化による労働市場の変化を踏まえ、労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるようにするための基盤を整備していく必要がある。

そのため、中央協会は、企業におけるキャリア形成で中心的な役割を担う職業能力開発推進者とのネットワークの形成に努め、職業能力開発推進者やキャリア・コンサルタントの資質の向上を支援するとともに、都道府県協会との十分な協力及び連携の下に事業主に対してキャリア形成支援に関する助言・指導、情報提供等を行うサービスセンター業務等を実施する。

1 企業におけるキャリア形成の促進

イ 職業能力開発サービスセンター業務への支援

事業主等に対してキャリア形成支援に関する助言・指導、情報提供等を行うサービスセンター業務を、都道府県協会と十分な協力及び連携のもとに支援する。

(イ) 地域における労働者のキャリア形成を推進するため、都道府県協会に配置されているキャリア開発アドバイザー、人材育成コンサルタントが、事業主等に対し、キャリア形成支援に関する各種助言・指導、情報提供を効果的に行うための支援を行う。

(ロ) 企業による従業員へのキャリア形成支援と従業員の主体的・自律的なキャリア形成が、より良い共生関係のもとに促進されるよう、キャリア・コンサルタントを企業に訪問させ、キャリア健診を実施するための支援を行う。

(ハ) 職業能力開発サービスセンター業務の計画的かつ効果的な運営を支援するため、キャリア開発アドバイザー、人材育成コンサルタント、キャリア健診

に関する研修会を開催する。

キャリア開発アドバイザー研修	1回
人材育成コンサルタント研修	1回
キャリア健診研修	1回

(ニ) 個人の主体的なキャリア形成を支援する企業を創出するため、事業主等に対して各種広報活動等を行い、企業内キャリア形成支援の普及に努めるとともに、「労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するために事業主が講ずる措置に関する指針」の周知啓発を行う。

(ホ) 企業内キャリア形成支援に関わる学識者、実践家等で構成する委員会を設置し、好事例に共通する特徴分析・類型化、従業員の定着度・満足度、業績指標との関連性、企業内キャリア支援を評価する視点・基準のあり方等について検討を行う。

ロ 研修・講座等の効果的な実施

企業に対してキャリア形成支援の重要性の認識を促すとともに、企業の持続的発展を目指した人材育成の支援を目的に、職業能力開発推進者、人事労務及び職業能力開発担当者等を対象とした各種講座・セミナーを実施する。

人材育成戦略セミナー	4回	120名
職業能力開発推進者リーダー養成研修	4回	80名
人材育成交流プラザ	1回	150名

ハ キャリア・コンサルティングの普及促進

企業及び従業員のキャリア形成支援を推進するために、企業関係者、キャリア・コンサルタント等を対象に、キャリア形成支援ツールを活用したセミナーを開催する。また、大学等の学生支援担当者を対象に、学生の職業意識の啓発や適切な自己理解に基づく職業選択等キャリア形成支援に資するセミナーを実施する。

キャリア形成支援普及促進セミナー	6回	180名
教育機関向けキャリア形成支援セミナー	3回	42名

2 労働者の主体的な能力開発に対する適切な情報提供

労働者の自発的な職業能力開発の取組に対する支援及び環境整備として、「教育訓練給付制度講座検索システム」による指定講座に関する情報を提供する。

また、指定を希望する教育訓練講座等に関する調査を行うとともに、教育訓練施設及び講座の運営状況等の報告に基づく講座の効果的指定の環境を整備する。

第3 ものづくり日本を支える技能の継承・発展及び振興

わが国の優れた技能の継承・発展、ものづくり人材の育成確保等が重要な課題となっている中、高い水準の技能を目指す者の目標、多くの企業等での訓練目標となり職業訓練が促進されるとともに、技能の重要性等の理解、技能尊重の気運の醸成等が促進されること等を目的に、様々な技能の最優秀者等を決定する技能競技大会を適切かつ効果的に開催する。

また、技能五輪国際大会に向けた強化訓練、選手の派遣、成果のアピール、強化すべき訓練課題の共有などにより、世界を視野においた訓練目標の付与、技能向上に向けた気運の醸成等を図る。

1 技能者の技能向上・ものづくり発展に向けた取組

イ 第49回技能五輪全国大会の実施

青年技能者が参加する第49回技能五輪全国大会を、平成23年12月に、静岡県ほかの会場において中央協会単独で開催する。

来場者数	2万5千人以上
大会ホームページ アクセス件数	47万件以上

ロ 第6回若年者ものづくり競技大会の実施

職業能力開発施設、工業高校等において技能を習得中の若年者が参加する第6回若年者ものづくり競技大会を、平成23年8月に兵庫県ほかの会場において開催する。

来場者数	2千人以上
大会ホームページ アクセス件数	7万件以上

ハ 第41回技能五輪国際大会への選手の派遣等

第41回技能五輪国際大会の参加選手や、課題作成、審査等を行うエキスパートを対象に、大会出場の準備に関する研修を行うとともに、強化訓練への支援等を行い、平成23年10月に開催される第41回技能五輪国際大会（ロンドン大会）へ円滑に派遣する。また、国際大会での日本選手の成果を効果的にアピールするとともに、強化すべき訓練課題を共有するなどにより、多くの企業等での世界を視野においた訓練目標の付与及びわが国での技能向上に向けた気運の醸成等を図る。

2 関係業種団体の技能競技大会等に対する協力

職業能力の開発及び向上の促進に寄与するため、会員団体等の主催する技能競技大会等への後援、賛助等を行う。

また、技能者の意気高揚を促し技能尊重気運の醸成を図るため、会員団体等の実

施する技能競技大会等の入賞者に対する表彰等を行う。

第4 国際協力の推進

開発途上国の技能評価システムの構築、整備・拡充を支援するため、日本の技能検定員に関するノウハウ等を提供することにより、アジア諸国を対象に検定員の養成のための研修等を行う。

また、新たに、アジア太平洋地域における職業能力開発システムの構築と改善等を目的に、人材養成分野の国際協力事業を行う。

さらに、職業能力の専門機関として、人材開発分野における国際協力のニーズに的確に対応する。

1 技能評価システム普及促進事業

イ 2級相当検定員養成研修

インドネシア及びタイの取組先進国を対象に、当該国の状況に応じて2職種を選定し、技法研修（基準・問題作成等担当者研修）及び技能評価者講習（試験・採点等担当者研修）を現地で実施する。

インドネシア（技法研修及び技能評価者講習）	各30人
タイ（技法研修及び技能評価者講習）	各30人

ロ 3級相当検定員養成研修

取組先進国及び取組途上国の合計8カ国を対象に、技法研修（基準・問題作成等担当者研修）を国内で3職種について実施するとともに、評価者講習（試験・採点等担当者研修）を、原則、同一職種にて国内又は現地で実施する。

技法研修（国内）	8カ国	40人
技能評価者講習（国内又は現地）	8カ国	126人

ハ 現地技能評価トライアル・普及活動

上記技法研修及び技能評価者講習で育成された担当者が連携し一体となり、また現地政府機関の技能評価制度担当部署とも連携し、現地技能評価トライアルを実施する。

また、取組先進国（インドネシア）で実施する2級相当トライアルについて、取組途上国の検定員を視察させるとともにシステム普及のための意見交換、検討等を行う。

現地技能評価トライアル	6カ国	20回
技能評価トライアル視察研修(インドネシア)	招聘7カ国	7人

ニ 技能評価者の評価・認定

専門員委員会を開催し、技能評価者の認定のための基準の作成等を行う。

また、取組先進国において、現地関係機関、現地技能評価トライアル実施企業等と連携を図りつつ、日本からの専門家による評価者の認定を行うなどにより技能評価者の認定システムの普及等を図る。

評価者認定の実施	2カ国	2回
----------	-----	----

ホ 官民合同委員会の開催

事業対象国ごとに官民合同委員会を開催し、現地技能評価トライアルの評価、取組先進国で実施される現地技能評価トライアルの視察結果等を基に、当該国における技能評価システム普及のための対策等を検討する。

官民合同委員会	8カ国	8回
---------	-----	----

ヘ 技能評価活動普及に有用な情報の発信

本事業の成果、取組の好事例等を当協会のホームページ及びニューズレター（情報誌）に掲載し、内外の関係機関、業界団体、企業等に情報提供を行うとともに、対象国の報道機関等へ成果を紹介するなどにより、本事業の理解の促進等を図る。

2 アジア太平洋地域人材養成協力事業（新規）

アジア太平洋地域における人材養成分野の国際協力事業として、対象国の職業能力開発システムの構築と改善、被援助国の卒業促進、官民協力の促進、日本の情報発信機能の強化等を目的として、

①アセアン統合に向けた人材養成協力事業

②APEC 人材養成協力事業

③アジア太平洋地域技能就業能力計画（ILO/SKILLS-AP）に対する支援事業を行う。

イ アセアン統合に向けた人材養成協力事業

アセアン新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の職業能力開発担当者及び経済団体の人材養成担当者を対象に、日本及び第三国（フィリピン）において、両国の職業能力開発に関する政策、ノウハウ、歴史・経験等を理解するための研修（合同研修）を実施するとともに、研修員が帰国後、研修の成果を踏まえた今後の展開をテーマに現地セミナーを開催する。

合同研修（国内及び第三国）	招聘4カ国	10日間/8人
現地セミナー	4カ国	各2日間/各30人

ロ APEC 人材養成協力事業「技能研修」

対象国の現地日系企業の研修施設等を活用し、現地の地域住民に対して、基礎的な技術・技能を習得させるための長期の技能研修事業を実施する。

技能研修（現地）	4カ国	4施設
----------	-----	-----

ハ APEC 人材養成協力事業「IT研修」

対象国の現地企業の訓練担当者等を対象として、当該企業の経験を踏まえた業務のIT化に伴う労働者のIT研修の方法等を内容とする短期の研修を実施する。

IT研修（現地）	9カ国	20回
----------	-----	-----

ニ APEC 人材養成協力事業「国際フォーラム」

APEC 域内の職業能力開発行政担当者等を参加者として、各国・地域が直面する人材養成上の課題について意見交換を行うフォーラムを日本で開催する。

国際フォーラム	APEC加盟国・地域	3日間/40人
---------	------------	---------

ホ アジア太平洋地域技能就業能力計画（ILO/SKILLS-AP）が日本で開催する技術会合等の支援を行う。

3 職業能力開発分野における国際協力

イ 職業能力開発行政セミナー等の開催

開発途上国の職業能力開発行政が最重要課題とする「人づくり」について、日本の経験から新たな知見を得て、自国の現状と問題点の解決、改善に取り組むこと等を目的に職業能力開発担当行政官を招聘し、講義・現場実習・討議による必要情報の提供から、実利的なアクションプランの策定・準備まで、3週間の指導を行う。

職業能力開発行政セミナー（1カ国限定、課題別研修）	招聘1カ国
---------------------------	-------

ロ その他国際協力

国際協力機関、教育機関等が実施する人材育成分野の研修事業について、講師の派遣等、必要な協力を行う。

第5 自主事業の拡充

国からの財政支援に依存しない財政基盤を確立するためには、自主事業を強化・拡充していく必要がある。

このため、コンピュータサービス技能評価試験及びCADトレース技能審査については一層の受験申請者数の増加を目指すとともに、ビジネス・キャリア検定については、25年度に受験申請者数を3万人とすることを目指し、積極的な普及促進活動に取り組む。

また、新たな自主事業の開発についても、専任の職員を配置し、積極的に取り組む。具体的には、当協会が持つ能力評価のノウハウを効果的に活用しながら、試行実施を行ない、年度内のできるだけ早期の本格実施を目指す。

第6 緊急人材育成・就職支援基金事業の実施

現下の厳しい雇用失業情勢の中で、求職活動中の離職者に対する再就職支援が喫緊の課題となっており、雇用保険を受給できない方が生活保護に陥ることなく再就職できるよう、無料の職業訓練の受講と訓練期間中の生活保障をセットにした緊急人材育成支援事業を実施しているところである。平成23年度においては、「求職者支援制度」の制度化までの間、事業期間が延長されたこと等を踏まえて、訓練の質のより一層の向上、積極的な就職支援等の取り組みを行い、基金訓練の受講者数12万人を確保するとともに、9万人に対する訓練・生活支援給付金の支給を行う。あわせて、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、訓練・生活支援給付金の支給を行うことができる等の特例措置を実施することとしたところであるが、平成23年度においても、関係機関と緊密に連携して被災した訓練実施機関や受講者に対する支援に努める。

また、既卒者の就職を促進するため、新卒者就職実現プロジェクト事業を実施し、支給対象であると都道府県労働局長が認めた事業主に対し、奨励金の支給を行う。

さらに、健康、環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、成長分野等人材育成支援事業を実施し、支給対象であると都道府県労働局長が認めた事業主に対し、奨励金の支給を行う。

1 雇用保険を受給できない方への無料の職業訓練と生活費の提供

雇用保険を受給できない方の再就職を促進するため、職業訓練を無料で提供するとともに、訓練期間中の生活費（月10万円又は12万円）の支給を行う。なお、事業の一部については民間団体等に委託して実施する。

2 新卒者就職実現プロジェクト事業の実施

①大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対する3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、②既卒者を原則3か月の有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対する3年以内既卒者トライアル雇用奨励金、③長期の育成支援が必要な既卒者を原則6か月の有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対する既卒者育成支援奨励金について、支給対象であると都道府県労働局長が認めた事業主に対して、奨励金の支給を行う。

3 成長分野等人材育成支援事業の実施

期間の定めのない労働者の雇入れや異分野からの配置転換を行い、職場以外での職業訓練を実施する事業主に対する成長分野等人材育成支援奨励金について、支給対象であると都道府県労働局長が認めた事業主に対して、奨励金の支給を行う。

4 経過措置業務の実施

終了した事業の経過措置業務を適切に実施する。

第7 各業務の推進

1 広報出版・情報資料の提供

イ 職業能力開発の推進のための広報活動

中央協会の事業概要等を広く周知するためホームページをリニューアルするとともに、メールマガジン、JAVADAニュース、各種広報・広告媒体を活用し、効果的に情報提供及びPRを行う。

また、技能五輪全国大会等の競技会、キャリア形成支援に関する講座・セミナー等の周知及び技能検定等職業能力評価試験等の受検（験）勸奨を図るため、リーフレット、ポスター等を作成、配布する。

ロ 職業能力開発・評価に関する出版物の発行

ビジネス・キャリア検定試験の標準テキスト（7分野）について3年間で改訂を行うこととし、平成23年度は2分野について改訂を行う。

また、3級技能検定試験問題集について収録職種等の改編を行うなど、人材育成や職業能力開発、技能検定等能力評価試験の各受験者等の参考に供するため、各種の出版物を作成し発行する。

2 会務等

イ 各種会議の開催

中央協会の会務執行のために必要な以下の諸会議を開催するほか、都道府県協会との連携を一層強化するためブロック別会議等に参加し、中央協会運営に関する要望を収集する。

- (1) 総会・理事会
- (2) 常任理事会
- (3) 参与会議
- (4) 都道府県協会専務理事・事務局長会議
- (5) 緊急人材育成・就職支援基金運営委員会

ロ 中央協会及び都道府県協会職員研修の実施

中央協会及び都道府県協会職員の能力開発及び資質の向上を図るため、以下の研修を実施する。

- (1) 中央協会職員研修

(2) 都道府県協会職員研修

ハ 会員の拡大

事業運営の基盤の拡充を図るため、引き続き会員の拡大に取り組む。

ニ 計画的・効率的な事業運営

社会に貢献する団体としてその責務を担うため、各事業の年度目標の策定・遂行・検証を通して計画的・効率的な事業運営を行う。

ホ 会長表彰等

職業能力開発、技能検定、技能振興及び国際協力事業関係の事業所、団体及び功労者に対して表彰を行う。

また、職業能力開発論文コンクール等の入賞者に対して、表彰等を行う。

ヘ 職業訓練生等災害傷害保険制度等

職業訓練施設に在籍する訓練生等に対し、訓練中、通校途中等の傷害事故等を補償する保険制度を推進する。